

「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」が一部改正されました（令和3年7月1日施行）

船橋市は、平成15年の中核市移行に伴い、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等に関する事項を定めた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行しました。

このたび、本市における、「**人と動物との調和のとれた共生社会**」を実現するため、新たに「飼い猫の屋内飼養」、「多頭飼育の届出制度」を設けるなど、条例を一部改正しました。



主な改正内容

詳細はこちら



「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます

- 市は、動物の愛護及び管理に関する普及啓発の推進を一層図ります。
- 市民や市内に在勤・滞在等する方は、「動物の愛護(※1)」と、「動物の管理(※2)」に努めましょう。
(※1)動物の愛護（動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱い、動物の健康や安全の保持）
 (※2)動物の管理（動物による危害の防止、生活環境保全上の支障の防止、人への迷惑の防止）

動物を飼う前に考えていただくことを明記しました

- 動物の飼い主になろうとする方は、その動物が自分のライフスタイルに合っているか、近隣に迷惑をかけないか、家族構成の変化及び動物の寿命等を考え終生に渡り動物の飼養をすることができるか等、慎重に判断するよう努めましょう。

動物の飼い主に守っていただく義務が強化されました

- 散歩中の犬のふんはすぐに除去し、自宅等の飼養施設へ持ち帰るまでが、飼い主の義務です。
- 飼い猫の屋内飼養に努めましょう。
- 動物の災害対策（災害への備え、災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止等）に努めましょう。
- 動物を飼えなくなったときは、新たな飼い主に譲渡する取り組みを行いましょう。

犬・猫を合わせて10頭以上飼う方は、届出が必要です（令和3年7月1日から）

- 犬を10頭以上、猫を10頭以上、犬猫合わせて10頭以上飼う方は、動物愛護指導センターへ、「多数の犬又は猫の飼養に係る届出」をお願いします。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

犬・猫を合わせて10頭以上飼う方へ

(令和3年7月1日から届出が必要となります)

たくさんの犬や猫を飼養し数が増えてしまった結果、世話をする余裕がない、餌や治療にかけるお金がない、鳴き声・悪臭等による近隣住民への迷惑などの問題が発生し、飼い続けることが難しくなります。
また、動物の鳴き声やふん尿を放置していたり、爪が異常に伸びている・体表が著しく汚れている等は動物の虐待にあたる場合もあります。

多頭飼養の状況を早期に把握、必要なアドバイス等を行ってこのような事態を未然に防ぐため、
「多数の犬又は猫の飼養に係る届出」にご理解とご協力をお願いします。

対象

犬・猫合わせて **10頭以上**
飼養し、又は保管をする者
(生後91日未満の犬、生後91日未満の猫を除く。)



期限

届出の対象となった日から
30日以内

罰則

届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、**5万円以下**の過料

対象除外

- ・ 第一種動物取扱業者 ・ 第二種動物取扱業者 ・ 獣医療法に規定する開設者
- ・ 化製場等に関する法律の許可を受けた者(犬に係るものに限る。)
- ・ 身体障害者補助犬法に規定する指定法人
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫の飼養をする者

届出方法

以下の場合、必要書類を下記窓口へ直接提出または郵送してください。(各様式はホームページからダウンロードできます)

- ① 新たに届け出をする場合 多数の犬又は猫の飼養届 (第1号様式)、施設の平面図
- ② 届出した内容を変更する場合(※) 多数の犬又は猫の飼養変更届 (第1号様式の2)
- ③ 届出した犬又は猫の数が10未満となったとき . . . 多数の犬又は猫の飼養廃止届 (第1号様式の3)

- (※) 変更届が必要な場合
- ・ 届出者の氏名・住所・名称、又は代表者の氏名の変更
 - ・ 犬又は猫の数が4頭以上増加したとき
 - ・ 施設の構造及び規模の変更 (平面図を添付)

- 受理にあたっては、飼養状況など必要事項をお聞きする場合があります。
- 規模、状況等に応じて飼育施設を訪問させていただきます。

届出・問い合わせ先

船橋市動物愛護指導センター

〒273-0016 船橋市潮見町32-2

TEL: 047-435-3916

FAX: 047-435-3917

詳細・様式は
こちら

